

桜井市パートナーシップ宣誓制度に関わる行政サービス一覧

◇高齢者福祉に関すること◇

サービスの種類	概要・利用方法	担当課
緊急通報装置貸与の相談・申請	パートナーが相談・申請できます。	高齢福祉課
紙おむつ等支給サービスの相談・申請	パートナーが相談・申請できます。	高齢福祉課
訪問理美容サービスの相談・申請	パートナーが相談・申請できます。	高齢福祉課
高齢者日常生活用具給付の相談・申請	同一世帯の場合、相談・申請ができます。	高齢福祉課
補聴器購入費用助成事業の相談・申請	パートナーが相談・申請できます。	高齢福祉課

◇暮らしと環境に関すること◇

サービスの種類	概要・利用方法	担当課
市営住宅入居申込	パートナーと入居申込できます。 (同居要件の確認の際に必要となります。)	営繕課
住民票の続柄を「縁故者」に変更	同一世帯であるパートナーの住民票の続柄を「縁故者」に変更できます。	市民課
犯罪被害者等支援金	パートナーも支援の対象となります。	人権施策課